

看護職員の負担の軽減及び処遇に関する当院での取り組み

1. 看護職員の適切な配置

入院患者数への看護の提供に必要な看護職員を適切に配置し、職員1人当たりの業務負担を軽減しています。

2. 業務量の調整

各勤務時間帯にて、勤務する看護職員数を適切に管理し、時間外労働が常態化しないように業務量を調整します。また多様な勤務形態を導入することにより、看護職員の負担軽減を図ります。

3. 夜勤負担の軽減

看護職員の2交代夜勤による負担を軽減するために、以下の事項に取り組んでいます。

- (1) 月の夜勤回数の上限設定
- (2) 夜勤勤務後の休日の確保
- (3) 仮眠2時間を含む休憩時間の確保

4. 看護職員と他職種との業務分担

看護職員の負担軽減を図るため、他職種との業務分担について、以下の事項に取り組んでいます

(1) リハビリ専門職（理学療法士・作業療法士）

・転倒予防の指導、日常生活活動の訓練、拘縮予防を目的とした関節可動域訓練、体位変換など、リハビリテーション対象外の患者に対して、支援を実施し看護職員の負担軽減を図ります。

(2) 薬剤師

・病棟における薬学的管理、入院患者に対する薬物療法に関する説明など、入院患者に対して、支援を実施し、看護職員の負担軽減を図ります。

(3) 主として事務業務を担う看護補助者の配置

・看護職員が実施する書類・伝票の準備と整理、入力補助、検査予約など、看護職員の業務補助を実施し、看護職員の負担軽減を図ります。

5. 看護補助者の配置

看護補助者を適切に配置し、看護の専門性を要しない業務について、看護補助者業務マニュアルを用いて、適切に業務を遂行することで、看護職員の負担軽減を図ります。

6. 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

妊娠・子育て・要介護状態にある家族の介護、その他の世話をする看護職員に対しては、以下の事項に取り組んでいます。

- (1) 時間外労働、夜勤の免除
- (2) 半日・時間単位休暇制度
- (3) 所定労働時間の短縮

木太三宅病院

院長